

令和2年6月12日（金）

各 位

福島県商工信用組合
理事長 須佐喜夫

当組合職員による不祥事件の発生について

このたび、誠に遺憾ながら、当組合職員による新たな不祥事件が1件発生いたしました。

社会的、公共的使命を担う地域金融機関にもかかわらず、不祥事件を発生させましたことにつきまして、役職員一同深く反省をいたしております。

被害を受けられましたお客さまはじめ、日頃から当組合を信頼し、お取引をいただいておりますお客さま、地域の皆さまおよび関係する全ての皆さまに、多大なご心配とご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

現在、事実関係の調査を継続しておりますが、現時点で判明した内容について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事件の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 事故者 | 当組合嘱託職員（女性、70歳） |
| (2) 事件の内容 | 定期預金の解約金、申込金を着服するなどしていました。 |
| (3) 発覚日 | 令和2年4月30日（木） |
| (4) 発覚の経緯 | 令和元年10月および12月発覚の2件の不祥事件の調査の過程で不正発覚を恐れて自ら申し出し発覚しました。 |
| (5) 資金用途 | 遊興費などに流用していました。 |
| (6) 発生期間 | 平成2年8月9日～令和2年4月30日（継続調査中） |
| (7) 発生店舗 | 本店営業部、桜通支店 |
| (8) 事故金額 | 51,513,374円（継続調査中） |
| (9) 実損見込額 | 45,705,673円（継続調査中） |

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

事件の概要をご説明したうえで、深くお詫び申し上げます。

着服金の返済につきましては、お客さまの了承を得たうえで、当組合が全額

弁済いたしました。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、監督官庁へ報告、届出を行いました。また、所轄の警察署に被害情報提供をいたしました。

4. 事故者の処分

- (1) 事故者の人事処分については、今後、事故者及び関係者の責任の所在を明確にしたうえで、厳正に実施いたします。
- (2) 不祥事件の経営責任を明確にするため、役員報酬一部を自主返納いたします。

5. 今後の対応

当組合は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置づけ、法令等遵守態勢の確立に取り組んでおりますが、このような不祥事件が発生しましたことを厳粛に受けとめ、引き続き内部管理態勢の充実・強化に役職員一丸となって取り組んでまいります。

以上